



第4章

子ども・子育て支援事業計画に対する 施策の展開



第4章 子ども・子育て支援事業計画に対する施策の展開

施策目標① こども・若者の持続的・幸福(ウェルビーイング)の実現に向けた社会全体の意識づくり

令和5年に策定された「こども大綱」では、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

事業項目①-1 社会全体の意識づくり

【現状と課題】

若い世代が、こどもを生き育てることに夢や希望を持つことができ、生まれたこどもを地域の宝として社会全体が大切に思えるような意識づくりが必要です。

【めざす姿】

- ◎社会全体の子育てに対する意識が高まり、こどもや子育て中の保護者に声をかけ、気遣う温かなふれあいが、どこにでもあります。
- ◎若い世代が、こどもを生き、育てることに夢や希望をもつことができます。
- ◎こどもも大人も、みんなが大切にされている、共に生きているという幸せを実感することができます。
- ◎こどもがふるさと白杵を大切に思い、将来、白杵に帰って来たいと思うようになります。
- ◎将来の夢を抱き、実現を目指すこどもたちにとって経済面での壁が生じないよう、奨学金制度や多子世帯のこどもへの経済的支援制度が活用できます。

【具体的な取組】

(1)地域社会で支える子育て支援の意識づくり

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--|---------|
| 1 | 子ども・子育て支援策は、今現在の地域づくりであり、まちづくりの基本であるという考え方を市民が共有できるよう啓発に努めます。社会全体で子育てに対する意識を高め、こどもが育つ喜びと大切さを共有し、共に生きているという幸せを実感できるよう支援します。 | 子ども子育て課 |





(2)こどもの夢を支える支援の推進

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---|-------|
| 1 | 「里帰り授業」(ようこそ“臼杵っこ”の先輩)を実施し、各方面で活躍する臼杵出身者に学ぶことで、臼杵の魅力を再発見できます。 | 学校教育課 |
| 2 | 「臼杵の歴史発見(ルート18)」を活用した「臼杵っこ検定」「臼杵っこガイド・学芸員活動」を推進し、臼杵の歴史や先人についての理解を深めることで、ふるさと臼杵に愛着と誇りを持ち臼杵の将来を担う人材を育成する基礎をつくれます。 | 学校教育課 |
| 3 | 中学生などに対する都会で活躍する人の「里帰り授業」や地元で仕事をする人による「職業人に学ぶ」授業の開催を推進します。 | 学校教育課 |
| 4 | 高校卒業後の進学を支援するため、一般大学生奨学金制度や医学生等奨学金制度の活用を促進します。 | 総務課 |

【目標値】

| 指標 | 直近の現状値 (令和5年度) | 目標値 (令和11年度) | 担当課 |
|-----------|-------------------|-----------------|-------|
| 臼杵っこ検定受験率 | 27.3% | 60.0% | 学校教育課 |

事業項目①-2 こどもの人権を尊重する意識づくり

【現状と課題】

こども・若者一人ひとりの権利を守り育むため、こどもの権利条約やこども基本法の理念等について広く市民に周知するとともに、人権教育、相談活動等を実施し、こども・若者の権利擁護の推進を図る必要があります。こどもにも大人と同じく一人の人間として人権があります。そして、こどもは大人よりも人権が侵害されやすい存在です。国連は、1989(平成元)年11月に「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)を採択しました。大人が、“こどもは個性を持ったかけがえのない人間”として、一人ひとりを尊重し、安心して健康に成長できる環境をつくるのが大切です。

【めざす姿】

- ◎大人もこどもも、「人権」やみんなの権利を実現するために、どんなルールが必要なのかについて、家庭や学校や地域で正しい知識を身につけています。
- ◎大人もこどもも2016(平成28)年12月16日に制定された「部落差別の解消の推進に関する法律」の基本理念を正しく理解し、部落差別のない社会になっています。
- ◎こどもが、自分も他者も大切にしたい気持ちや考え方・意見の違いを個性として認める人権意識を身につけています。
- ◎大人は、こどもも一人の人間として認め、こどもの意見や気持ちを尊重し、こどもとの対話を大切にしています。
- ◎家庭や地域の中でお互いを認め合い、人の痛みがわかる人々が生活しています。



【具体的な取組】

(1)人権啓発や社会教育での部落差別解消推進・人権教育活動の推進

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---------------------------------|-------------------------|
| 1 | 親子で参加できる人権啓発イベントを開催します。 | 部落差別解消推進・人権啓発課 |
| 2 | 公民館等を拠点に人権問題に関する学習・啓発活動に取り組みます。 | 社会教育課 部落差別解消推進・人権啓発課 |

(2)幼児教育・保育、学校教育での部落差別解消推進・人権教育の推進

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---|---------------------------|
| 1 | 部落差別問題への正しい理解と部落差別撤廃への知識を深めるため「更にすすめよう部落解放学習 実践指導案集 2012」を活用した授業実践を進めます。 | 学校教育課 部落差別解消推進・人権啓発課 |
| 2 | 人権担当の教職員を中心とした校内推進体制を確立するとともに、保護者や地域と連携した人権教育を進めます。 | 学校教育課 部落差別解消推進・人権啓発課 |
| 3 | 臼杵市部落差別解消推進・人権保育連絡協議会の会員である保育所・認定こども園における人権研修を推進します。 | 子ども子育て課 部落差別解消推進・人権啓発課 |
| 4 | こどもの人格形成の基礎が培われる重要な時期を過ごす保育所・認定こども園において、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」などを用いた保育実践の振り返りを行う園内研修等の取組を推進します。 | 子ども子育て課 部落差別解消推進・人権啓発課 |

■人権とは？■

私たちは、だれもが皆、人間らしく幸せに生きていくための権利を持っています。

この権利を人権と言いますが、これは私たちが幸福な生活を営んでいくために侵すことのできない普遍の権利であり日本国憲法によってすべての国民に保障されています。

国は、日本固有の差別である「部落差別問題」をはじめとする人権課題の解消を目指し、「部落差別の解消の推進に関する法律」などの法整備を行い差別の解消を目指しています。お互いの人権を尊重し、差別や偏見のない、本当に人権が尊重される社会を作っていくことが、一人ひとりに求められています。





事業項目①-3 男女共同参画に関する意識づくり

【現状と課題】

本市では、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民および事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、皆(大人・子ども)がともに思いやり支えあう社会を実現することを目的とし、平成25年4月1日『白杵市男女共同参画推進条例』を施行しました。この条例を基に、市民や事業者の皆さまと一緒に男女共同参画社会を推進していきます。

男女共同参画社会の実現のためには、性別による固定的な役割分担意識、偏見や性差別などが社会的に作られたものであることを一人ひとりが理解し、意識を改革していく必要があります。

また、国際社会の取組や先進事例といった情報を収集・活用するなど、国際的な視野を持つことも大切です。学校や地域、職場などあらゆる場面で男女が社会の対等なパートナーとして活躍できるよう、お互いの人権を認め合う意識づくりを進めます。

【めざす姿】

◎皆(大人・子ども)が「男らしさ」「女らしさ」を意識せず、夢・希望・能力・知識の違いをお互いに認め合う人生を送っていきます。皆(大人・子ども)が自由に能力や個性を表現できるまちになっていきます。

【具体的な取組】

(1)男女共同参画に関する啓発

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---|------------------------------------|
| 1 | 男女共同参画の認知度を的確に捉え、乳幼児期から男女共同参画の考え方を身につけられるよう、男女共同参画に関する市報やホームページへの掲載及び啓発冊子の配布やパンフレット、ポスター等を掲示するなどを実施します。 | 部落差別解消推進・人権啓発課 学校教育課 子ども子育て課 |
| 2 | 男女共同参画に関する研修会や講演会等を開催し、男女共同参画の意識の醸成を図ります。 | 部落差別解消推進・人権啓発課 |



施策目標②

地域における子育て支援環境の整備

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。こどもの心の発達には、家庭で保護者等から与えられる限りない愛情が重要で、自己を温かく受け入れられる環境で育つことで、自信を持って社会に踏み出し、他者を受け入れたり困難に立ち向かったりできる人格が育ちます。

保護者には、子育てに喜びや生きがいを感じ、親として成長できるような支援が求められます。子育て家庭が楽しさや充実感を持って子育てできるように、地域における子育てを支える仕組みを作ることが安心して子育てができる環境の整備につながります。

事業項目②-1 地域子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

子育てに関して日常的に感じる小さな疑問や困りごとを、気軽に相談し解決できる場として、2016(平成 28)年 1 月に子ども・子育て総合支援センター「ちあぼーと」を開設しました。妊娠期から 18 歳までの様々な相談にワンストップで対応し、切れ目のない支援を提供しており、令和6年4月からは、児童福祉法の規定による「こども家庭センター」としての機能を包括した施設となっています。

地域子育て支援拠点施設においても、交流の場の提供、交流の促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習会等の事業を実施しています。

子育てに関わる相談先はこどもの成長とともに変化します。子育て支援や相談体制を充実させるため、子ども・子育て総合支援センター「ちあぼーと」を中心とした専門機関や専門職等の周知を図るとともに、相談窓口の機能強化が必要です。こどもの成長にとっては、学校教育のみならず、家庭や地域で過ごす放課後生活の充実が求められています。「放課後児童クラブ」「社会教育活動」等の利用により、放課後生活の充実を図る必要があります。

また、子育てに係る各種手続や子育てに関する相談などをスムーズに行えるよう、デジタル技術の活用を図り、環境を整え、DX の推進に取り組む必要があります。

【めざす姿】

- ◎子どもや子育てについて悩んだり困ったりした時に、子ども・子育て総合支援センター「ちあぼーと」や地域子育て支援拠点施設に行けば、気軽に話を聴いてもらえ、一人ひとりにあった支援を受けたり、必要な情報が得られたりします。子育て中の親子同士のふれ合いや、相談員等のサポートがあり、親としての安心や自信を引き出してくれ、“こどもを生んでよかった”と実感できます。
- ◎保護者の働き方に応じた様々な保育サービスがあり、こどもが小学校に進んだ後も、放課後児童クラブ等を利用することで安心して働くことができます。
- ◎こどもが病気になっても、こどもを保育してくれるところがあります。



- ◎家庭で子育てをしている保護者も必要な時にはこどもを預けて、ちょっと用事を済ませたり外出したりすることができます。
- ◎子育て中の親同士の自発的活動が活発に行われます。
- ◎市役所に行かなくても、自宅等から必要な行政手続きや子育てに関する相談を行うことができます。

【具体的な取組】

(1)安心して子育てできる支援サービス

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---|----------------|
| 1 | <p>妊娠期から18歳までの子育てに関する相談や支援について、気軽に立ち寄れる子ども・子育て総合支援センター「ちあぼーと」では、仲間づくりができる場や子育て相談ができる場、子育てに関する情報収集やこどもに関係する行政手続き等の機能を充実させます。</p> <p>子育て支援コーディネーターや相談員等により、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を受けることができるよう、職員体制を強化します。</p> | 子ども子育て課 |
| 2 | <p>保育所・認定こども園や地域子育て支援拠点施設等による子育て支援を充実していきます。</p> | 子ども子育て課 |
| 3 | <p>家庭で子育てをすることに不安を抱える保護者や家庭外に出ることが苦手な保護者を、関係機関で連携しながら支援していきます。</p> | 子ども子育て課 |
| 4 | <p>病気や経済的な事情で子育てが困難な保護者に対して、きめ細やかなサービスの提供を推進します。</p> | 子ども子育て課 |
| 5 | <p>小学校入学後も保護者が安心して働くことができるように放課後児童クラブの環境の整備に努めます。</p> | 子ども子育て課 |
| 6 | <p>子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、教育・保育施設を利用するすべてのこどもの保育料を無償化します。</p> | 子ども子育て課 |
| 7 | <p>家庭で子育てしている保護者が、冠婚葬祭・急用・育児疲れや病気など必要な時に安心してこどもを預けられるよう、保育所・認定こども園や地域子育て支援拠点施設で一時預かりを実施します。利用しやすい環境の整備として利用料の助成等に取り組みます。</p> | 子ども子育て課 |
| 8 | <p>こどもが病気の時に、保護者に代わり適切な保育ができるよう、「病児・病後児保育事業」を継続実施します。市外の病児保育施設を利用する際に費用の一部を助成したり、保育所等で体調不良になった際の送迎支援など、保護者の負担を軽減します。</p> | 子ども子育て課 |
| 9 | <p>こどもを預かってほしい依頼（依頼会員）に応じて、育児の手助けができる会員（提供会員）を紹介するファミリー・サポート・センター事業の利用を促進します。</p> | 子ども子育て課 |
| 10 | <p>子育てや親育てをサポートする乳幼児期家庭教育学級（にじっ子、スキップ！）や学童期家庭教育学級（ほっとプレイス）を継続して実施します。</p> | 社会教育課 |
| 11 | <p>子育てに関する各種行政手続きや相談を、市役所に行かなくても行えるよう、環境を整備します。</p> | 総務課 子ども子育て課 |



事業項目②-2 乳幼児期の教育・保育環境の整備

【現状と課題】

乳幼児期の教育や保育は、これまで家庭及び地域社会、並びに保育所・認定こども園といった教育・保育施設の三者が連携しながら、こどもの健やかな成長を支えてきました。

しかし、近年の核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化、地域からの孤立化などの影響を受け、家庭や地域社会を取り巻く環境は、大きく変化しています。

このため、子育て家庭の生活スタイルに応じた、教育・保育の確保と充実を促進します。

また、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援を強化するため、令和8年度からの本格実施を見据え、「こども誰でも通園制度」を実施します。

【めざす姿】

- ◎保護者のニーズに対応できる保育所・認定こども園があり、安心してこどもを預けることができます。
- ◎働き方に応じて様々な保育サービスを利用できます。
- ◎保育所・認定こども園は、こどもにとって安全で、安心できる楽しい場所です。
- ◎子育ての悩みや相談に地域や行政、保育所・認定こども園が応じます。
- ◎保護者の就労要件等がなくても、教育・保育施設等を柔軟に利用できます。



【具体的な取組】

(1) 必要な教育・保育量の確保

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---|---------|
| 1 | 教育・保育ニーズに応じた教育・保育の提供量を確保するため、地域の実情を踏まえ教育・保育施設の定員の見直しに取り組むとともに、家庭の教育方針や保護者の働き方に対応し、希望する教育・保育施設を利用できるよう整備を行います。 | 子ども子育て課 |
| 2 | 教育・保育施設を利用するこどもの安全・安心を確保するため、老朽化した施設の改修・改築など施設の整備を進めます。 | 子ども子育て課 |

(2) 多様な保育サービスの充実

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---|---------|
| 1 | 働き方の多様化に対応するため、「延長保育」・「休日保育」等を継続して実施します。 | 子ども子育て課 |
| 2 | 認定こども園における子育て支援の取組として、1号認定者の教育標準時間終了後などに引き続き園児を預かる「預かり保育」をはじめ、子育てに関する相談や施設の開放等を促進します。 | 子ども子育て課 |
| 3 | 各園の保育コーディネーターと関係機関が連携し、子育ての悩みや相談に応じる体制を整えます。 | 子ども子育て課 |
| 4 | 全てのこどもの育ちを応援するため、保護者の就労状況や理由にかかわらず利用できる「こども誰でも通園制度」を実施します。 | 子ども子育て課 |



【目標値】

| 指標 | 直近の現状値 (令和5年度) | 目標値 (令和11年度) | 担当課 |
|------------|-------------------|-----------------|---------|
| 教育・保育施設の整備 | 9ヶ所 | 11ヶ所 | 子ども子育て課 |
| 保育サービスの満足度 | 91.4% | 93% | 子ども子育て課 |

事業項目②-3 教育・保育の一体的提供等に関する体制の確保

【現状と課題】

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものです。教育・保育施設が担う役割は大きいことを踏まえ、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供していく必要があります。保育所・認定こども園と小学校とのなめらかな接続を強化する必要があります。

【めざす姿】

- ◎働き方や家庭の状況に応じた未就学児の居場所として、様々な教育・保育施設があり、こどもも保護者も安心できます。
- ◎様々な困りを抱えたこどもにも適切に対応でき、こどもの育ちを支えることのできる、教育・保育に関わる人材の育成と受入れ体制ができています。
- ◎職員の専門性・資質向上のため、研修等の実施により質の高い教育・保育を提供します。

【具体的な取組】

(1) 質の高い教育・保育の実施及び教育・保育に携わる人材の育成

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---|------------------|
| 1 | 質の高い乳幼児期の教育・保育を実施するため、保育所・認定こども園に関わる人材の確保に努めるとともに、現在、関わっている人材が研修等を通じてスキルアップができるよう支援します。 | 子ども子育て課 |
| 2 | 保育士を目指す人材を支援する制度等（保育士修学資金貸付制度等）の周知や利用の促進を図ります。 | 子ども子育て課 |
| 3 | 質の高い教育・保育の実施の趣旨をふまえ、白杵市が実施する「キャリアアップ研修」等を充実させます。県が行う幼稚園教諭、保育士・保育教諭の合同研修を積極的に活用できるよう支援します。 | 子ども子育て課 |
| 4 | 小学校との交流や研修等で連携を図り、幼児教育・保育と小学校教育とのなめらかな接続（幼小連携）や家庭教育（親育て）との連携を深め、幼児期の終わりまでに育ってほしいこどもの姿の実現のために、幼児教育アドバイザーや幼小連携推進コーディネーターを活用します。 | 学校教育課 子ども子育て課 |



事業項目②-4 子育て支援サービスに関する情報提供の充実

【現状と課題】

こどもと子育てに関するニーズは多様化しています。現代の情報化社会の中で必要としている人に正確な情報を確実に届けられるよう充実を図る必要があります。

子育て中の保護者がそのライフステージに応じた子育てサービスを選択できるよう、支援施策等の情報発信の推進及び強化が必要です。

【めざす姿】

- ◎白杵で子育てをすることが楽しいと思える、子育て支援サービスに関する情報が、必要とする家庭にわかりやすく提供されます。
- ◎子育て支援サービス等の正確な情報を必要な時に手に入れることができます。
- ◎子ども・子育て総合支援センター「ちあぼーと」や地域子育て支援拠点施設に出向くことで、専門職や子育て中・子育て経験者からのアドバイスを受けることができます。
- ◎子育てに関する情報を、いつでも気軽に得ることができ、安心して子育てができます。
- ◎妊娠期から、子育てに関する情報を受けられるとともに、同じ悩みを抱える親同士の仲間づくりの機会があります。

【具体的な取組】

(1)わかりやすい情報発信の推進

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--|---------|
| 1 | 白杵市版母子手帳アプリ「ちあほっと」のサービス継続と、更なる利用促進のため創意工夫に努めます。 | 子ども子育て課 |
| 2 | 妊娠期から出産・子育てまでの様々な支援をわかりやすく説明した「白杵市子育てサポートブック」など、利用者の意見も取り入れた子育て関連情報冊子を発行します。 | 子ども子育て課 |
| 3 | 教育・保育施設のホームページや SNS の活用を促進し、サービス等の情報提供を充実させます。 | 子ども子育て課 |
| 4 | ちあぼーと公式 SNS を活用し、様々な子育て支援サービスやこどものための体験活動の情報等について、情報を発信していきます。 | 子ども子育て課 |
| 5 | 母子健康手帳交付時に、「白杵市子育てサポートブック」等を活用し、子育て支援サービスについての情報提供や今後の支援の流れ等の案内をするなど、継続的な支援につなぎます。 | 子ども子育て課 |

【目標値】

| 指標 | 直近の現状値 (令和5年度) | 目標値 (令和11年度) | 担当課 |
|-------------------------|--------------------|-----------------|---------|
| ちあぼーと公式 SNS の フォロワー数 | 152人 (R6.12月時点) | 200人 | 子ども子育て課 |



事業項目②-5 地域で支えるネットワークづくり

【現状と課題】

行政、地域、医療機関、療育機関、教育・保育施設、学校等の関係機関とのネットワークを充実させ、出生前からの支援を充実させる必要があります。

【めざす姿】

- ◎こどもは、地域の人が繋がり、“地域みんなが自分の成長を応援してくれている”ということを実感しています。
- ◎こどもは、年齢の違うこども同士の遊びや、高齢者をはじめ地域の人たちとの交流を通じて、たくさん体験や発見をしています。
- ◎こどもには、保護者や学校の先生以外にも、話を聴いてもらったり相談できる場所や人がいます。
- ◎保護者は、子育てに関する支援サービスを受けるだけでなく、地域の活動に参加する楽しさや喜びを感じています。

【具体的な取組】

(1) 子育て支援ネットワークの整備

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---|--------------------------|
| 1 | 行政、医療機関、教育・保育施設、学校、地域等によるネットワークを充実させ、子育て家庭だけでなく出生前からのきめ細やかな支援の充実を図ります。 | 学校教育課 子ども子育て課 |
| 2 | 保育所・認定こども園は、地域の小中学校の児童・生徒や地域の高齢者の方たちとの連携を深めます。 | 学校教育課 子ども子育て課 |
| 3 | 行政や教育・保育施設と、地域の民生委員や主任児童委員、自治会等とが連携を深め乳幼児の健康支援、児童虐待の防止や早期発見のために、地域全体で見守るネットワークの充実に努めます。 | 福祉課 地域力創生課 子ども子育て課 |

(2) 地域のネットワークづくりの推進

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---|--------|
| 1 | 地域振興協議会では、こどもから高齢者まで三世代交流をテーマにした活動を定期的に行います。 | 地域力創生課 |
| 2 | 家庭・学校・地域の連携を深めながら、公民館を拠点に市内小中学生対象に臼杵ならではの体験活動教室を継続して行います。 | 社会教育課 |



施策目標③ **こどもが健康に生まれ育つ環境づくり**

核家族化の進展や女性の社会進出、地域の相互扶助機能の希薄化など、こどもや子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。一方、一人の女性が生涯に生むこどもの数を示す合計特殊出生率は、横ばいからやや低下傾向にあり、2023(令和 5)年には国で1.20、大分県で 1.39、本市では1.32となっています。このような中、子育てに夢や希望・安心感がもてる環境やこどもの視点に立って、こどもたちが健やかに成長できる環境づくりが必要です。

事業項目③-1 妊娠期から支える子育て支援の推進

【現状と課題】

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、保健師等の専門職がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを作成することにより、子育て世帯に対し切れ目のない支援を行います。

産科・小児科・精神科との連携を強化し、産婦健康診査、産後ケア事業等を実施しています。またこどもを産みたい人が産むことができるよう不妊治療に関する助成や医療費助成、予防接種の充実等による負担軽減により、こどもを産み育てやすい環境づくりが必要です。

【めざす姿】

- ◎子ども・子育て総合支援センター「ちあぼーと」に行けば、不妊および妊娠から出産、子育てまで、その時々に必要な支援や相談を切れ目なく受けることができます。
- ◎妊娠中の女性は、安心して健康診査を受けることで、安心で安全な妊娠期を過ごすことができます。出産リスク等を抱えた人は、継続的な支援を受けることができます。
- ◎妊娠をきっかけに、適切な生活習慣の必要性について、考えることができます。
- ◎妊娠中の女性が、必要に応じて職場での負担軽減措置を受けられます。
- ◎仕事をもつ妊婦が、職場で活用できる制度を利用し、健康管理に努めることができます。
- ◎出産や子育てが、多くの人に支えられているという実感を持つ事ができます。
- ◎不妊に悩む人たちが安心して相談でき、精神的、経済的負担が軽減されるとともに、不妊原因への対応について正しい知識を得ることができます。

【具体的な取組】

(1) 妊娠期から支える体制づくり

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--|---------|
| 1 | 子ども・子育て総合支援センター「ちあぼーと」において、妊娠前から子育て期まで一貫した相談の受付や支援サービスの提供等を行い、安心して産み育てられる体制をつくりまします。 | 子ども子育て課 |





| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---|---------|
| 2 | <p>不妊治療費助成事業を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆こどもを産みたい人が産むことができるよう、若年者への生殖機能と不妊症や不育症との関係等の学習を推進します。 ◆市内に住民票があり、婚姻1年以上経過した夫婦が、医療機関で不妊治療を受けた場合、不妊検査及び人工授精に対する費用を助成し、経済的負担を軽減するとともに少子化対策を推進します。不妊に関する相談センターの紹介を行います。 | 子ども子育て課 |
| 3 | <p>妊産婦の保険診療の自己負担分を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆妊産婦が安心してこどもを産み育てる環境づくりを進めます。 ◆市内に住民票がある妊産婦が診療を受けた医療費のうち「保険適用分の自己負担分」を助成し、経済的負担を軽減します。 | 子ども子育て課 |

(2)妊婦の保健対策の推進

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--|---------|
| 1 | <p>妊娠届出 妊娠に気づいたら、すぐに母子健康手帳の交付を受けるよう、妊娠初期の届出を推奨します。 電子申請化による母子健康手帳交付の面談予約、医療機関での妊娠診断の勧奨及びスムーズな妊娠届出のため、申込フォームをホームページへ掲載しています。</p> | 子ども子育て課 |
| 2 | <p>母子健康手帳の交付 母子の健康を守るために母子健康手帳を交付しています。妊娠届出時には、保健師等が面接をし、妊婦自身が自分の健康状態を理解できるよう、保健指導・栄養指導を行います。</p> | 子ども子育て課 |
| 3 | <p>妊婦健康診査 妊娠中を健康に過ごし安全な出産を迎えるため、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票を交付します。(基本的な項目が受けられる受診票14回分とその他血液検査など3回分を助成。ただし、他の検査をした場合は自己負担あり)</p> | 子ども子育て課 |
| 4 | <p>妊婦の歯科保健事業 妊娠中は、つわり等による不十分な歯磨き・間食回数の増加・生活習慣の変化等により、むし歯や歯周疾患が悪化しやすい時期です。妊娠中の歯周疾患が早産や低出生体重児の出産を誘発する可能性もあるため、母子健康手帳交付時に妊婦歯科健康診査受診券を交付します。</p> | 子ども子育て課 |
| 5 | <p>プレママ・プレパパ教室 安心・安全なお産を迎え産後スムーズに育児が開始できるように、妊娠期から産後に抱える不安の解消を目指して、妊娠・出産・育児についての講話や実技体験の教室を行っています。</p> | 子ども子育て課 |
| 6 | <p>ペリネイタルビジット事業の推進 産前又は産後早めに、かかりつけの小児科医を作り、出産後の育児不安を少しでも早く解決するよう勧めます。</p> | 子ども子育て課 |
| 7 | <p>伴走型相談支援の実施 妊娠8か月頃の妊婦全員にアンケートと電話面談を実施し、妊娠中の身体のことや出産後などの悩みや不安に対して相談を行います。必要に応じて来所や訪問による面談も実施します。</p> | 子ども子育て課 |



| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--|---------|
| 8 | 保健・医療・福祉・教育が連携し、「ヘルシースタートおおいた」、「産科・小児科・精神科と母子保健支援者連絡会」、「母子保健連絡会」を行い、要保護児童対策地域協議会とも連携を図り、妊娠期からの支援を行います。 | 子ども子育て課 |

【目標値】

| 指標 | 直近の現状値 (令和5年度) | 目標値 (令和11年度) | 担当課 |
|------------|-------------------|-----------------|---------|
| 妊娠中の妊婦の喫煙率 | 1.9% | 0% | 子ども子育て課 |
| 妊娠中の妊婦の飲酒率 | 0.6% | 0% | 子ども子育て課 |

事業項目③-2 こどもや母親(保護者)の健康づくり

【現状と課題】

乳幼児期及び子育て期は、生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を健やかに育てるための基盤となるものです。安心してこどもを産み、健やかにこどもを育てるための家庭や地域の環境づくりが求められます。思春期の健康問題や親子のコミュニケーション不足等があり、地域全体での対応が求められます。

こどもの健康づくり(生活習慣病対策)では「子どもヘルス健診」が令和6年度から始まり、健診結果のうち総合判定「異常なし」の割合が少なかったため、乳幼児期から適切な生活習慣が身につくよう周知啓発や生活習慣予防の取組が求められます。

【めざす姿】

- ◎母親(保護者)は、乳幼児健康診査や赤ちゃん訪問を受けることで、こどもの発育や発達の様子がわかり、心配な事を相談できます。また、若年者健康診査や子宮頸がん検診等を受けることで母親の病気の予防・早期発見もできます。
- ◎歯や口腔の健康を身体全体の健康に結びつけ、乳幼児期からの歯科保健の大切さを実感し、家庭や地域・学校でも実践できます。
- ◎こどもの頃から、生活習慣病の予防を意識し、「早寝、早起き、朝ごはん」など適切な生活習慣を身につけることができます。

【具体的な取組】

(1)乳幼児期からの健康づくりの推進

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--|---------|
| 1 | 乳児家庭全戸訪問事業 出生したすべての乳児家庭を訪問し、乳児の健康状態の確認と必要時に適切な育児サービスを紹介します。母親の妊娠中からの健康状態を把握し、血圧測定・健康相談を行うことで、母親の生活習慣の見直しを促し、健康診査を受ける機会のない方には若年者健康診査等の受診を勧めます。 | 子ども子育て課 |



| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--|---------------------------|
| 2 | 乳幼児の健康診査 月齢に応じた乳幼児の健康状態を確認するとともに、早寝早起き等の生活リズムを身につけられるよう、月齢に応じた心身の発達や食事について保護者の学習を支援します。母親の健康を守るため若年者健康診査や子宮頸がん検診等の受診を勧めます。 | 保険健康課 子ども子育て課 |
| 3 | 歯科保健事業 10か月、1歳6か月、3歳6か月の各乳幼児健康診査での歯科健康診査及び歯科衛生士による集団・個別歯科指導を実施し、むし歯予防等の歯科保健事業を勧めます。1歳6か月、3歳6か月児健康診査対象児にフッ化物塗布券を交付及びフッ化物塗布の推進を行い、口腔の衛生管理の必要性を啓発します。 | 子ども子育て課 |
| 4 | こどもの頃からの生活習慣病予防教室の実施 栄養教諭と連携し、児童生徒が生活リズムの大切さや適切な食習慣（食事バランス・塩分糖分の摂り方等）を理解し実践できるよう食育指導を実施します。 | 学校教育課 子ども子育て課 |
| 5 | こどもの生活習慣病対策 関係機関が連携し、乳幼児期からの健康診査データによる肥満傾向の実態把握や、各機関が実施している生活習慣病対策の現状把握、課題整理を行い、平成30年度にこどもの生活習慣病対策プロジェクトを立ち上げました。 令和4年度より小学校5年生と中学校1年生を対象としたハイリスク児童に対しての「小児生活習慣病二次健診」を開始しました。 令和6年度より中学校2年生の全員を対象とした「子どもヘルス健診」を実施しています。 健診結果の分析を行い、こどもから大人までの健康に関する実態を明らかにするとともに、市民全体に周知啓発を行います。また、こどもたちが乳幼児期から健全な食習慣、運動習慣、生活リズムの獲得ができるよう、関係機関と連携しながら生活習慣病予防のための取組を行います。 | 子ども子育て課 保険健康課 学校教育課 |

(2)学童期での健康づくりの推進

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---|-------|
| 1 | 小中一体教育を通じて、ブロックごとに SNS の使い方など生活の決まりを定め、基本的な生活習慣の確立に向け、児童生徒や保護者に啓発していきます。 | 学校教育課 |
| 2 | 学校での健康診査結果について、保護者へわかりやすく伝え、生活習慣の見直しや改善のきっかけづくりとなる指導を行います。 | 学校教育課 |
| 3 | 「歯と口の健康」に関して、しっかり噛むことやバランスよく食べることの大切さ、スナック菓子やジュース類の影響等について学習するとともに、学校給食後の歯磨き指導・フッ化物洗口を行います。 | 学校教育課 |





【目標値】

| 指標 | 直近の現状値 (令和5年度) | 目標値 (令和11年度) | 担当課 |
|--------------|-------------------|-----------------|---------|
| むし歯のない3歳児の割合 | 84.6% | 90.0% | 子ども子育て課 |
| 乳幼児健康診査の受診率 | | | |
| 4、10か月児健診 | 97.9% | 100% | 子ども子育て課 |
| 1歳6か月児健診 | 96.3% | 100% | |
| 3歳6か月児健診 | 98.9% | 100% | |
| 子どもヘルス健診受診率 | 45.5% (R6年度実績) | 60.0% | 子ども子育て課 |

事業項目③-3 白杵の環境を意識した食育の推進

【現状と課題】

食習慣の基本はこどもの時期に形成されることから、日常生活の基盤である家庭において、こどもへの食育を着実に推進していくことが重要です。家族や友人と囲む食卓で、白杵に伝わる伝統的な料理や食卓でのコミュニケーションを大切にすることは、生活の質を高め心豊かな人間性を育むことにつながります。

【めざす姿】

- ◎こどもたちが、白杵で採れる野菜や魚の良質、豊富さを実感し、家庭でも学校給食でも「地産地消」を大切に食事を楽します。
- ◎食品の栄養や必要性について正しく知ること、自分で食品を選び、安心・安全で、おいしい地元の食材が手に入ります。
- ◎家族や仲間と一緒に食事を作ったり食べたりすることを通して、「食の大切さ」や「食」へ関心を持つとともに、感謝の気持ちとマナーを身につけます。
- ◎白杵に伝わる伝統的な料理などを、地域の人と学び・作ることで、地域の食文化を大切にすることが生まれます。
- ◎体の成長や健康づくりには、栄養バランスのとれた食事が重要であることがわかります。
- ◎こどもの頃から生活習慣病(メタボリックシンドロームを含む)について学ぶことで、健康づくりのために食習慣を考え見直します。

【具体的な取組】

(1)乳幼児期から成人期までの食育の推進

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---|------------------|
| 1 | 保育所・認定こども園・小中学校で、季節ごとの旬の「ほんまもん農産物」の収穫体験や地引き網体験、クッキング体験等を通じ食べ物に対する興味や関心・感謝の心を育てます。 | 農林振興課 子ども子育て課 |



| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---|------------------------------------|
| 2 | 臼杵に伝わる伝統的な料理を、自分で作ったり・食べたりして、昔から臼杵に伝わる食文化を体感する活動を推進します。 | 学校教育課 保険健康課 産業観光課 子ども子育て課 |
| 3 | 生活習慣病予防のための食に関する学習機会を充実させます。 ◆乳幼児期には保護者へ乳幼児の発育発達に応じた食と食習慣の改善のための学習を行います。見たり聞いたり味わったりを通じて、薄味やバランス、野菜摂取の必要性がわかり、家庭でも実践できるようにします。学習により保護者自身の食生活を見直すきっかけにもなります。 ◆小中学校と連携し、児童生徒が適切な食習慣（食事バランス・塩分糖分の摂り方等）を理解し実践できるよう食育指導を実施します。 ◆予約付きオンライン相談窓口「ラク窓」にて栄養相談に対応します。 | 学校教育課 保険健康課 子ども子育て課 |
| 4 | 「食育月間（6月）」や「食育の日（毎月19日）」には、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現できるよう食育に関する事業を実施し、食育の推進に努めます。 | 学校教育課 保険健康課 子ども子育て課 |
| 5 | 学校では給食の際に、「ほんまもん農産物」や「地元で採れた食材」に関して、校内給食放送で紹介したり、栄養教諭が説明したりするなど、給食を通して児童生徒が「地産地消」を実感できるよう指導します。 | 学校教育課 |
| 6 | 給食が届くまでには、生産者をはじめ、調理師・配送車運転手など多くの人々が関わっていることを学習し、感謝の気持ちを持って食べるよう指導を行います。 | 学校教育課 |
| 7 | 様々な団体や、旧小学校区ごとに組織されてきた「地域振興協議会」において、地域の自然や資源を活用した催しを開催します。 ◆芋の植え付け・田植え・収穫祭などの活動を通じて、こどもに食について考える機会を提供していきます。 ◆農泊体験では、農家の人とふれあうとともに、こどもたちに農作物を作ることの大切さや食文化を伝えます。 | 地域力創生課 市民生活推進課 |

【目標値】

| 指標 | 直近の現状値 (令和5年度) | 目標値 (令和11年度) | 担当課 |
|---------------------------|----------------------|----------------------|-------|
| 朝食を毎日食べていると答える児童生徒の割合 | 小6 97.0% 中3 92.1% | 小6 95.0% 中3 95.0% | 学校教育課 |
| 栄養教諭や栄養士等を活用して食育を行なった学校割合 | 100% | 100% | 学校教育課 |

事業項目③-4 思春期の保健対策の充実

【現状と課題】

小中学校では、教育課程に基づき「体の発達とこころの発達」について、発達段階に応じた学習を行っていますが、思春期特有の悩みに対応する体制の強化が必要です。

道徳教育等を通じて生命尊重の意義や性的少数者(セクシャルマイノリティ)についての学びを深めていく必要があります。



【めざす姿】

- ◎自分の身体や心の変化を理解し、健康的な生活を送るための行動ができます。
- ◎結婚・妊娠・出産・育児に関する正しい知識を身につけ、将来を見据えた上で、安易な誘惑に惑わされず、自分の取るべき行動を選択できます。
- ◎命の学習に取り組む中で、自分や友達など、人に対する思いやりや優しさが育っています。
- ◎思春期特有の不安や悩みを保護者や学校の先生・友達や専門家に相談できます。
- ◎生命の大切さや尊さを理解した言動を行うことができます。
- ◎キャリア教育を通じて、自らの生き方を考え、夢や希望を持つことができます。

【具体的な取組】

(1)命の大切さを守る取組みの推進

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--|------------------|
| 1 | 小中学校で命の学習を実施します。 小学生や中学生が、生命の大切さや体とこころの発達を学ぶことで、自分や他人を大切にすることが強くなり、自分が大切な存在であることに気づけるよう、保健所・助産師の協力を得て教室を実施します。妊婦キットや赤ちゃん人形を学校に貸し出すことで、学校での命の大切さを学ぶ学習を支援します。 | 学校教育課 子ども子育て課 |
| 2 | 命の大切さを考える講演会を開催します。 中学校と連携し、自分の命を大切にできる自己肯定感を高める講演会を開催します。 | 学校教育課 保険健康課 |

(2)学校教育での取組みの推進

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---|---------------------------|
| 1 | 命の授業(性教育・生教育)を実践します。 | 学校教育課 保険健康課 |
| 2 | 家族観を養い、将来像を描ける結婚・妊娠・出産・育児に関する正しい知識が身につく授業を行います。 | 学校教育課 |
| 3 | 健やかな体を育てる体育や健康教育・食育、発達段階に応じた性教育や心の教育の学習を実施します。 | 学校教育課 保険健康課 |
| 4 | 命を守る防災教育・環境教育、薬物乱用防止に関する指導を実施します。 | 学校教育課 保険健康課 防災危機管理課 |
| 5 | ネットモラル教育や交通安全教育など、安全に関する学習を行います。 | 学校教育課 市民課 |
| 6 | 職業体験を通じて判断力・行動力を培い、こどもが自らの生き方を考えるキャリア教育を行います。 | 学校教育課 |
| 7 | 担任や養護教諭、スクールカウンセラーなどがこどもの悩みや相談に応じる体制を強化します。 | 学校教育課 子ども子育て課 |



事業項目③-5 小児医療・保健の推進

【現状と課題】

こどもは、病気や事故に対して無防備であるため、周囲の者が病気を予防するための環境を整え、病気にかかった時には少しでも早く気づき、早く対処(治療)するための対策が必要です。こどもを産み、健やかな成長を支えるためには、経済的な支援の充実も必要です。

【めざす姿】

- ◎子ども医療費助成制度の充実により、経済的負担が軽減され、こどもたちは必要な時に必要な医療を受けています。
- ◎急病時等の対応について理解し、適切な対応ができます。
- ◎未熟児で生まれた場合、養育医療費の助成により保護者の経済的負担が軽減されます。
- ◎こどもの成長・発達・病気に関して相談できる窓口があり、安心して医療を受けることができます。
- ◎予防接種等を受けやすい環境が整うことで、病気の発症や重症化を未然に防ぎ、こどもの健康を守ることができます。
- ◎「うすき石仏ねっと」と臼杵市版母子手帳アプリ「ちあほっと」を活用して、医療機関や本市が管理する乳幼児健康診査結果の提供を行い、安心・安全な医療の仕組みを構築します。

【具体的な取組】

(1)医療費助成等事業の推進

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--|------------------|
| 1 | 子ども医療費の助成により経済的な負担の軽減を図ります。 子ども医療費の助成は、高校生世代まで入院、通院、調剤は無料としています。 医療費の助成により、こどもの傷病の早期治療を促進し、子育ての経済的な負担の軽減を図ります。 | 子ども子育て課 |
| 2 | ホームページや小児救急ハンドブック等で、事故対応・救急受診の判断・休日当番医や「医療情報ネット(ナビイ)」など医療についての情報を提供します。 臼杵市版母子手帳アプリ「ちあほっと」によるきめ細やかな情報発信を行います。 | 保険健康課 子ども子育て課 |
| 3 | かかりつけ医を持つことを推進します。 リーフレットなどで、かかりつけ医や多剤・重複など医療受診について記載された資料を準備して、健診時など広く市民へ周知していきます。 | 保険健康課 子ども子育て課 |
| 4 | 乳幼児健康診査の保健師による保健指導時に資料やパンフレットにて病気や事故防止について、保護者に説明を行い予防に努めます。 | 子ども子育て課 |
| 5 | 疾病予防や事故防止についての知識や技術の伝達に努めます。 | 保険健康課 子ども子育て課 |
| 6 | 「うすき石仏ねっと」の加入者の増加と、臼杵市版母子手帳アプリ「ちあほっと」のアプリのダウンロード者数の増加をめざし、出生届時等に制度を紹介します。 | 保険健康課 子ども子育て課 |
| 7 | 身体の発育が未熟なまま出生した赤ちゃんで、特別な入院治療が必要なこどもに対し、未熟児養育医療費の助成をすることで、保護者の経済的な負担の軽減を図ります。継続した相談・訪問を行うことで、保護者の不安の軽減に努めます。 | 子ども子育て課 |



| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---|-------|
| 8 | <p>定期予防接種の実施や任意予防接種の費用の助成を行い、感染症の感染及びまん延予防、また感染した場合でも重症化を防ぎます。(令和6年10月1日現在)</p> <p>【定期予防接種】 (A類疾病)ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ、麻しん・風しん(MR)、日本脳炎、結核(BCG)、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス、水痘、B型肝炎、ロタウイルス</p> <p>【任意接種】 中学校卒業までに接種するインフルエンザ、流行性耳下腺炎</p> <p>【その他】 妊娠を希望する女性とその配偶者、抗体価の低い妊娠している女性の配偶者を対象に風しんワクチン(MRワクチン)の費用補助を行うことで、先天性風しん症候群を予防します。</p> | 保険健康課 |

【目標値】

| 指標 | 直近の現状値 (令和5年度) | 目標値 (令和11年度) | 担当課 |
|---------------|-------------------|-----------------|---------|
| かかりつけ医を持つ親の割合 | | | |
| 4か月児 | 76.1% | 80% | 子ども子育て課 |
| 1~3歳児 | 95.3% | 98% | |





施策目標④

こどもの生きる力を育む教育の推進

家庭は、社会の最小集団であり、教育の出発点でもあり、生涯にわたって学習を続けていくための基礎を養う重要な場です。家庭では、こどもが基本的な生活習慣や言葉、コミュニケーション能力などの社会で生きていくために必要な基礎を習得するとともに、親の姿を通して働くことの意義や必要性に対する理解などを深め自立心を育みます。しかし、少子高齢化、核家族化や地域の人間関係の希薄化・孤立化などの社会的背景は、子育てに関する知恵の伝承、親同士の情報交換を困難にし、子育ての孤立化を招くため、家庭の教育力低下につながっていると指摘されています。そのため、家族と地域が一体となって、こどもの生きる力を育む教育に取り組む必要があります。

事業項目④-1 親や次代の親(こども)の育成

【現状と課題】

次代の親となる世代が、こどもや家庭の大切さを知るためのふれあいの機会が必要です。子育てや家庭の大切さについて、若い世代の理解を深めるとともに、今の親たちがこどもへの接し方や、より良い親子関係の築き方などを学ぶことで、こどもへの愛情や親としての喜びが持てるようになり、こどもも心豊かに成長することができます。

【めざす姿】

- ◎親は、親として必要な知識や技術・心構えを持つことができ、感性豊かな白杵っこを育てることができます。
- ◎親がこども(乳幼児期～青少年期)としっかり向き合い、受けとめ、こどもを育てることを通して親自身が気づき・学び、成長することができます。
- ◎わが子が夢を抱き、その実現に邁進する姿がみられるよう、今の親世代も、子育てについて学び、子育てに自信が持てるようになります。
- ◎こどもが、生命の大切さや親になることについて、実感を持って学び、考えることができます。
- ◎こどもが、学ぶことや働くことについての関心・意欲を高め、しっかりとした職業選択を行うことができます。
- ◎本を身近に感じ、感性に磨きをかけられるように、親子(大人自身)で読書活動を楽しんでいます。



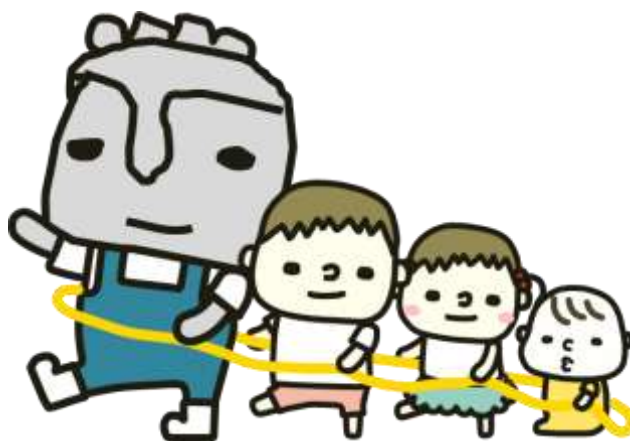
【具体的な取組】

(1)家庭教育支援(親育ち支援)の充実

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--|------------------|
| 1 | 公民館や保育所・認定こども園、地域子育て支援拠点施設等で子育てに必要な知識や技術・心構えを学習する場、親育ちの場づくりを推進します。 | 社会教育課 子ども子育て課 |
| 2 | PTA 活動や家庭教育学級、子育てサークル等の各団体が主催する子育て学習会への講師派遣など学習相談や支援に取り組みます。 | 社会教育課 子ども子育て課 |
| 3 | 臼杵市子ども読書活動推進計画「うすき読書のまちづくりプラン」に基づいて、市民総ぐるみの読書活動・親子読書を推進します。 | 社会教育課 |

(2)次代の親への育成

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--|-------|
| 1 | 児童生徒が自らの生き方についての考えを深めることができるよう、地域における先人の生き方を学ぶ機会をつくり、職場見学や体験を通して働くことの意義など、将来の進路選択へ向けての基礎を身につけてもらいます。 | 学校教育課 |
| 2 | 体育・保健体育の保健領域や学級活動、特別の教科道徳などにおいて、生命の誕生・異性理解・人間の尊厳・人権尊重等について学習を行います。 | 学校教育課 |





事業項目④-2 こどもの生きる力の育成に向けた教育内容の充実

【現状と課題】

幼児教育では、こどもが発達段階にふさわしい経験を積み重ね、こどもが自主的・主体的に「しらしんけん遊ぶ」ことのできる環境づくりが必要です。発達の特性に応じた「遊び」の中で、その子らしく「こころもからだもいきいきと真珠のように輝く子ども」育ての幼児教育をめざします。しらしんけん遊ぶこどもの学びに向かう力を小学校へつなぎ、自ら学び生きる力を身につけたこどもの育成が大切です。

幼小中が一体となって、白杵市のこどもの姿「15の春の自立」に向けた『「学ぶ力」「誠実さ」「たくましさ」を身につけた白杵大好き”白杵っこ”』をめざす教育を推進し、白杵の未来をたくましく拓き、超スマート社会をしなやかに生き抜く、白杵っこの育成をめざします。

【めざす姿】

- ◎こどもは、「あいさつ」「早寝早起き」「三食食べる」「排便」などの基本的な生活習慣を身につけています。
- ◎保護者は、家庭教育基本方針及び「ほっとさんの教え 10 か条」で親力を高めています。
- ◎保護者は、こどもの家庭学習状況を把握しています。
- ◎保護者は、金銭教育やネットモラル・防災教育に強い関心と知識を持ち、こどもに伝えています。
- ◎こどもは、テレビやゲームなどのルールを守り、時間を決めて利用しています。ネットモラルを守り、IT 機器を有効に使い、学びを深めています。
- ◎こどもは、社会体験や自然体験の中で思いやりや優しさ・郷土愛が育っています。
- ◎こどもは、本を読むことや体を動かすことを楽しみ、好きになり、運動や読書習慣が身につけています。
- ◎こどもは、自ら興味関心を持ち、失敗を恐れずチャレンジし、様々なことを学んでいます。自己実現に向けて夢を描き、自ら学びを深め、広げ行動しています。

【具体的な取組】

(1)基礎学力の定着と向上への取組

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--|------------------|
| 1 | 幼保小中一体教育の推進による教職員の授業力向上及び授業規律の徹底を図ります。 | 学校教育課 |
| 2 | 「白杵市架け橋期カリキュラム」の活用・実践により幼小のなめらかな接続を図ります。 | 学校教育課 子ども子育て課 |
| 3 | 運動習慣の定着及び健康増進を目的とした「体力向上」「食育」の取組を実施します。 | 学校教育課 保険健康課 |
| 4 | いのちや郷土を大切にする道徳教育や生命（いのち）の安全教育等の充実を図ります。 | 学校教育課 |



(2)ふるさとを誇りに思う教育の推進

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---|------------------|
| 1 | こどもたちがふるさと臼杵に誇りと愛着を感じることができるよう、歴史や文化・地域人材を活用して、様々な体験学習の場を提供します | 学校教育課 |
| 2 | 農泊団体を活用し、農家の人とふれ合ったり、農作物を作ることの大切さを感じてもらうため、臼杵市内の小学生の農泊体験を推進します。 | 市民生活推進課 |
| 3 | 公民館等が市民の交流拠点、図書館・歴史資料館等がこどものための学習の場・郷土愛育成の場となるような取組を推進します。 | 社会教育課 文化・文化財課 |
| 4 | スポーツ少年団やこども会等の各種団体の活動を支援します。 | 社会教育課 |
| 5 | スポーツ活動において、活躍が特に顕著なこどもたちへの支援に取り組みます。 | 社会教育課 |
| 6 | 吉四六かるたやうすきこかるたなどを活用し、こどもたちの遊びを通じて臼杵の文化・歴史に親しむ場を提供します。 | 市民生活推進課 社会教育課 |

(3)臼杵大好き“臼杵っこ”をめざす教育の推進

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--|-------------------------|
| 1 | 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と問題解決に必要な思考力・判断力・表現力・創造力、学びに向かう力・人間性を育てる授業力の高い学習指導を推進します。 | 学校教育課 |
| 2 | 豊かな心を育て、相手を思いやる人間関係を築く道徳教育を推進します。 | 学校教育課 |
| 3 | 様々な知識や登場人物との出会いを通して、内面を磨くための読書活動を推進します。 | 学校教育課 社会教育課 |
| 4 | 基本的な生活習慣を築き、健やかな体を育てる体育・健康教育・食育指導を推進します。 | 学校教育課 保険健康課 |
| 5 | 自らの命を守り、ともに支え合う防災教育・環境教育・ネットモラル教育を推進します。 | 学校教育課 |
| 6 | 一人ひとりの教育的ニーズに応えられるような特別支援教育を推進します。 | 学校教育課 |
| 7 | 臼杵に誇りと愛着を持ち、感動体験を大切に作る特別活動を推進します。 | 学校教育課 |
| 8 | 心の結びつきを深める生徒指導・いじめ対策・不登校支援を推進します。 | 学校教育課 子ども子育て課 |
| 9 | 望ましい勤労観・職業観を育て、自らの生き方を考えるキャリア教育を推進します。 | 学校教育課 |
| 10 | 人権尊重の精神を貫く人権・部落差別解消推進教育を推進します。 | 学校教育課 部落差別解消推進・人権啓発課 |
| 11 | グローバル社会を生き抜く英語教育を推進します。 | 学校教育課 |
| 12 | AI(ソサエティ 5.0)の時代を生き抜くこどもたちへの ICT 教育・プログラミング教育を推進します。 | 学校教育課 |
| 13 | 家庭教育力・地域力を活用した「信頼される開かれた学校運営」「放課後子ども教室」「中3生教室」を推進します。 | 学校教育課 社会教育課 |
| 14 | 時代の進展・変化に対応する教育を推進します。 | 学校教育課 |



事業項目④-3 家庭や地域の連携による教育力の向上

【現状と課題】

「こどもは地域の宝」であることを地域の大人が再認識し、温かく、時には厳しく声かけや見守りができるように、保育所・認定こども園・学校・地域・家庭の役割分担を明確にし、連携しながらこどもを育てる地域力の向上が必要です。住み慣れた地域や地域の大人に対する感謝の心を育て、地域に愛着と誇りを持つ「臼杵大好き”臼杵っこ”」を育てることが大切です。

【めざす姿】

- ◎学校や家庭、地域が一体となってこどもの学習を支援します。
- ◎地域振興協議会や健全育成会、PTA 連合会と連携して、「地域の宝」であるこどもを共に育てます。
- ◎学校や公民館・地域コミュニティセンターなどを拠点として、こどもと地域の大人の交流が日常的になされています
- ◎高齢者など地域人材がそれまでに培った知識や経験・技能など、その能力を最大限に生かし、こどもへ還元する仕組みができています。
- ◎こどもから高齢者まで世代や性別の枠を超えて連携し、活動して、元気な地域づくりができています。
- ◎こどもたちは、学校や家庭・地域の中で遊びや様々な活動を通して、スポーツの楽しさや喜びを体感しています。
- ◎各地区の祭り・神楽・獅子舞などの継承に向けて、学校や地域で協力しています。
- ◎健全育成会や防犯協会など地域の人の見守りと声かけにより、こどもの安全が保たれ、安心して登下校できます。
- ◎学校運営協議会や地域振興協議会・PTA と連携し、「うすきふれあい学校」の企画段階から地域と協力して実施しています
- ◎地域とともにある学校づくり「コミュニティ・スクール」をすすめ、学校・家庭・地域が協働で地域のこどもを見守り育てる体制づくりが強化されています。

【具体的な取組】

(1)学校での教育力向上の取組

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--|------------------|
| 1 | 公民館や保育所・認定こども園、地域子育て支援拠点施設等で子育てに必要な知識や技術・心構えを学習する場、親育ちの場づくりを推進します。 | 社会教育課 子ども子育て課 |
| 2 | PTA 活動や家庭教育学級、子育てサークル等の各団体が主催する子育て学習会への講師派遣など学習相談や支援に取り組みます。 | 社会教育課 子ども子育て課 |



(2)家庭・地域での取組みの推進

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---|---------------------------|
| 1 | 協育ネットワークづくりを推進します。協育コーディネーターを各中学校区及び家庭教育・読書活動推進などの分野ごとに配置し、地域・家庭・学校のつながりある学びを推進します。 | 社会教育課 |
| 2 | 協育コーディネーターを活用し、親力・地域力の育成、家庭教育の充実を図ります。 | 社会教育課 |
| 3 | 放課後や土曜日などに、基礎的・基本的な学習内容の定着を目的とした「放課後子ども教室」「中3生教室」を実施します。 | 社会教育課 |
| 4 | 公民館や学校、保育所・認定こども園などで家庭教育学級(親育てのための学習会)を実施します。 | 社会教育課 学校教育課 子ども子育て課 |

事業項目④-4 いじめ・不登校児童生徒に対する取組の充実

【現状と課題】

いじめからすべてのこどもを救い、心豊かで安心・安全な社会をつくることは、学校を含めた社会全体の課題です。「いじめは人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為であるとともに、どの学校にも、どの子にも起こりうる」という認識に立ち、これまで、「いじめを生まない学級・学校づくり」を基本として、いじめの未然防止と早期対応に力を入れるいじめ対策を充実させてきました。

「白杵市いじめ防止基本方針」の実践により、いじめを見逃さない教育体制や社会のつながり、早期対応・解決に向けた関係機関の連携強化が必要です。

不登校対応は、白杵市不登校対応マニュアルに添って、様々な関係者が連携し、早期対応と必要な支援を行うことが重要です。

【めざす姿】

- ◎いじめや不登校などに対する悩みを打ち明ける人や居場所が身近にあります。
- ◎いじめを見逃さない教育体制や早期対応・解決に向けたコミュニケーション能力の向上など、いじめ対応の仕組みが構築されています。
- ◎道徳や総合的な学習・生活科(食育体験)の授業・農泊などにより、命を大切にする教育・生きる力を身につけるための教育が充実しています。
- ◎育児放棄を含めた家庭の問題への対応が、専門家や関係機関と連携して行われています。
- ◎学校がチームとして、問題行動やいじめ対策・不登校支援・保護者対応を組織的に行っていきます。





【具体的な取組】

(1)いじめ・不登校児童生徒に対する取組

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--|------------------|
| 1 | 臼杵市学校教育指導方針及び臼杵市いじめ防止基本方針に基づく組織的な対応・関係機関との連携体制を確立します。 | 学校教育課 子ども子育て課 |
| 2 | スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)などの専門家を活用して、学校内でいじめ対策等の定期的なチーム会議を行います。 | 学校教育課 子ども子育て課 |
| 3 | 早期に大分県中央児童相談所・警察などの関係機関とつながることができるよう、教育委員会と学校・子ども・子育て総合支援センター「ちあぼーと」との連携が強化されています。 学校教育課に指導主事として「チーム学校推進アドバイザー」を配置し、関係機関の連携強化に取り組んでいます。 | 学校教育課 子ども子育て課 |
| 4 | 「あったかハート0・1・2・3」を継続して取り組みます。特に0(ゼロ)の未然防止の取組を強化します。 | 学校教育課 |
| 5 | 学校は、教育活動全体を通じて、児童生徒一人ひとりが、心豊かに、安心して生活できる学校・学級づくりを行います。 | 学校教育課 |
| 6 | 学校は、生命・身体又は財産に重大な被害が生じる可能性を察知した場合は、速やかに教育委員会、子ども・子育て総合支援センター「ちあぼーと」、大分県中央児童相談所、警察等の関係機関へ通報又は相談します。 | 学校教育課 子ども子育て課 |
| 7 | 地域で、いじめ等の兆候を感じた時は、関係する保護者や学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携して防止に努めます。 | 学校教育課 子ども子育て課 |
| 8 | 教育支援センター「きずな」や福祉事務所(子ども・子育て総合支援センター「ちあぼーと」)内の家庭児童相談員と連携し、不登校のこどもや家庭の支援を行います。 | 学校教育課 子ども子育て課 |

■いじめの構造■

いじめは「いじめる児童生徒」と「いじめられる児童生徒」だけのものではありません。はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」、見て見ない振りをする「傍観者」など複雑な人間関係の関わりによって起こります。

いじめの持続や拡大には、いじめる側といじめられる側以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる児童生徒が大きく影響していると言われます。いじめのサインを見逃さないことや集団全体を見ること、「いじめは絶対に許さない」という断固とした態度を示すことが必要です。



施策目標⑤

きめ細やかな対応が必要な子どもと親への支援

少子化や核家族化等の社会環境の変化に伴い、子育ての不安や孤立化、児童虐待やいじめ等、子どもや子育てを取り巻く様々な課題があります。子育てと仕事の両立支援にとどまることなく、すべての子どもや子育て家庭の抱える様々な課題に対応できるような支援が重要です。

家庭をはじめ、地域、子育てに関係する機関、行政等が連携・協力を図り、地域全体で子育てを支え合うネットワークを構築することが必要です。

すべての子どもが生きがいのある生活を送れるよう、一人ひとりに応じた適切できめ細やかな対応に取り組み、支援を充実させ、地域全体で支え、社会参加や自立ができるような施策の推進が必要です。

事業項目⑤-1 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

虐待の背景には、家族間の葛藤や子育てにおける孤立に加え、社会的要因があるとされ、どこの家庭でも起こり得ることとされています。

虐待の未然防止をはじめ、虐待を受けた子どもや虐待の疑いがある子どもの早期発見・早期対応等を行うため、白杵市要保護児童対策地域協議会を中心に、児童相談所や警察等の関係機関との情報共有や連携をさらに強化することが必要です。

【めざす姿】

- ◎虐待で子どもが傷ついたり、命を落とすことがない地域社会をつくれます。
- ◎身近な場所で相談援助が受けられ、子どものことや子育てについての不安が解消されます。
- ◎児童虐待を早期に発見し、迅速かつ的確な対応が可能となるような仕組みをつくれます。

【具体的な取組】

(1) 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応の取組

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--|------------------|
| 1 | 虐待を受けている子どもは、乳幼児健康診査未受診の傾向があるため、訪問等を通して未受診者の把握を行うとともに、訪問時には保護者や子どもの健康相談・育児相談を実施し、児童虐待の未然防止に努めます。 | 子ども子育て課 |
| 2 | 「広報うすき」等を通じて児童虐待防止に関する広報啓発を行い、児童虐待の未然防止に努めるとともに、早期発見・早期対応の必要性を市民に周知します。 | 子ども子育て課 |
| 3 | 学校や関係課（学校教育課・子ども子育て課）の実務者によるチームカンファレンスを定期的に行い、児童虐待を受ける恐れのある子どもや社会的な援助等が必要な子どもの適切な支援や見守りに努めます。 | 学校教育課 子ども子育て課 |
| 4 | 白杵市要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用及び連携を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応等を行います。児童虐待を受けた子どもや保護者への支援について、関係機関で連携し対応します。 | 子ども子育て課 学校教育課 |



| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--|---------|
| 5 | 緊急性が高い虐待に関しては、大分県中央児童相談所、警察等の関係機関と密接に連携し、虐待を受けたこどもの適切な保護のための総合的・組織的な対応に努めます。 | 子ども子育て課 |

(2)学校での取組

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---|-------|
| 1 | 虐待を早期発見するため、児童生徒の表情や細やかな変化を見逃さず配慮するとともに、疑いがある場合は早期に学校内で情報共有を行い、関係機関への情報提供を行います。 | 学校教育課 |
| 2 | 家庭との良好な関係の構築に努め、電話連絡や家庭訪問を行い、保護者が相談できる環境を整えます。 | 学校教育課 |
| 3 | 計画的に教育相談を設定し、児童生徒の状況把握を迅速に行い、早期の対応を心がけます。 | 学校教育課 |

(3)相談援助活動の充実

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---|------------------|
| 1 | 育児不安の強い親や児童虐待が懸念される家庭に対し、定期的な訪問や家庭児童相談員・専門員の相談支援、家事・育児相談のある養育支援を行うなど、きめ細やかな取組を促進し、虐待の未然防止を行います。 | 子ども子育て課 |
| 2 | 市職員(要保護児童担当・保健師等・家庭児童相談員)等が専門研修に参加し、虐待対応能力や相談援助技術の向上を図ります。 | 学校教育課 子ども子育て課 |

■困ったときは1人で悩まず相談ください■

<相談先>

臼杵市子ども子育て課 TEL:0972-63-1111

大分県中央児童相談所 TEL:189(いちはやく)

または097-544-2016(緊急性が高いとき)



【重要】

DV(ドメスティック・バイオレンス)と児童虐待 ～DVはこどもの心も壊すもの～

大分県中央児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、近年ではこどもの前で夫婦間の暴力(DV)による心理的虐待(面前DV)が増えています。

全国的にはこどもの生命が奪われるなどの重大な事件も後を絶たず、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっており、虐待の発生予防・早期発見・早期対応が重要です。

「DV(ドメスティック・バイオレンス)」とは

「ドメスティック・バイオレンス」の用語については、明確な定義はありませんが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は、「DV防止法」と呼ばれることもあります。

「DV(ドメスティック・バイオレンス)」と児童虐待の関係について

- ・DVが起きている家庭では、同時にこどもに対する暴力が行われている場合があります。
- ・こども自身が直接暴力を受けている場合は当然ですが、こどもの見ている前で夫婦間で暴力を振るうこと(面前DV)はこどもへの心理的虐待にあたります。
- ・DV被害を受けている人は、加害者に対する恐怖心などから、こどもに対する暴力を制止することができなくなる場合があります。
- ・DVや児童虐待によって、家族間の信頼関係が崩れていくこともあるのです。

こどもへの影響について

- ・DVが起きている家庭では、同時にこどもに対する暴力が行われている場合があります。
- ・こども自身が直接暴力を受けている場合は当然ですが、こどもの見ている前で夫婦間で暴力を振るうこと(面前DV)はこどもへの心理的虐待にあたります。

ひとりで悩まずに相談してください

DVも児童虐待も、自分たちだけで解決するのはとても難しい問題です。相談してみることで、ひとりでは気づかなかった解決方法が見つかるかもしれません。

一緒に考えてくれる専門の相談窓口があります。プライバシーは守られますので、安心して相談してください。

- DV相談窓口 : DV相談ナビ ☎ #8008
- 児童虐待相談窓口 : 児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 189



事業項目⑤-2 ひとり親家庭等への自立支援の推進

【現状と課題】

ひとり親家庭等のこどもは、離婚等によって生活の状況が大きく変化することから、精神面への影響や進学不安等、成長過程において生じる諸問題についての相談・支援が必要です。安心して生活するためには、まず、安定した収入を得るための就業支援や経済的支援が必要であり、ひとり親家庭等のこどもの貧困の連鎖を断ち切ることに繋がっていく必要があります。

このため、様々な支援を必要とする人が広くその支援を受けられるように、困ったときにいつでも相談できる体制をつくる必要があります。

【めざす姿】

- ◎ひとり親家庭、寡婦(寡夫)のそれぞれ固有の悩みやニーズに応じた支援を行います。
- ◎家庭の実情に応じた就職支援や経済支援を活用し、安定した生活を送れるよう、きめ細やかなサポートをします。

【具体的な取組】

(1)子育て世帯の生活支援の充実

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---|---------|
| 1 | ひとり親の抱える様々な悩みや課題に対応できるよう母子・父子自立支援員を配置し、子育てや生活、就業等に関する不安や悩みを傾聴し、助言を行います。 | 子ども子育て課 |
| 2 | 児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費助成、また母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付の相談など、経済的支援を行います。 | 子ども子育て課 |

(2)自立に向けた支援の充実

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--|---------|
| 1 | 福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭及び寡婦家庭の自立に向けた職業能力の向上及びハローワークと連携し、ひとり親家庭(児童扶養手当受給者)へ優先的に求人紹介を行う事業を推進します。 | 子ども子育て課 |
| 2 | 自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金等を支給することにより、就業に有利な技能・資格取得の機会を増やし自立を促進します。 | 子ども子育て課 |

【目標値】

| 指標 | 直近の現状値 (令和5年度) | 目標値 (令和11年度) | 担当課 |
|---------------|-------------------|-----------------|---------|
| 自立のための訓練等の利用者 | 2人 | 4人 | 子ども子育て課 |



事業項目⑤-3 障がい児等への支援の充実

【現状と課題】

障がい児支援では、障がいのあるこどもも本人の最善の利益を考慮しながら、その健やかな育成を支援するという視点から、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援が受けられる体制づくりが求められています。

医療、保健、福祉、教育等の連携による、発達障がい等の早期発見・早期支援及び相談支援を継続実施し、更に教育・保育施設において、障がいを持つこどもや医療的ケアなどが必要なこどもへの対応の充実を図ることで、保護者の育児不安の軽減を行い、すべてのこどもが安心して健やかに地域で過ごせるように支援が必要です。

【めざす姿】

- ◎こどもの障がいや発達上の心配などをできるだけ早期に発見できるよう、専門家や、関係機関と連携・協力して個別の支援を継続して行います。
- ◎障がいについて周囲の理解が深まり、障がいのある人もない人も共に支え合い、地域で安心して暮らせます。
- ◎障がいのあるこどもが、一人ひとりの適性や成長に応じた支援を受けられます。
- ◎こどもの発達状況や障がいについて理解でき、上手な関わりができるようになります。
- ◎こどもの成長や発達を手助けできるようなサービスや支援を安心して受けることができます。

【具体的な取組】

(1)早期発見・早期支援の推進

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---|-------------------------|
| 1 | 5歳児健診・すこやか相談会の取組みを推進します。 5歳という時期は、言葉や運動の発達に加え、協調性や社会性が育つ頃です。この時期に医療・保健・福祉・教育等が連携して園巡回訪問を含む5歳児健診・すこやか相談会を行います。 これにより、発達障がいの早期発見・早期支援の実施、保護者の育児不安の軽減、すべてのこどもが安心して就学できることをめざします。 | 福祉課 学校教育課 子ども子育て課 |

(2)相談支援体制の充実

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--|------------------|
| 1 | 地域子育て支援拠点施設や教育・保育施設に専門員の巡回支援を行い、早期支援・早期療育に努めます。 | 子ども子育て課 |
| 2 | 幼児教室は、発達に不安をもつこどもや、こどもへの接し方が苦手という方を対象に、遊びを通じた発達促進の促し方や接し方を学びます。保護者の友達づくりやストレス解消の場としても有効です。 | 子ども子育て課 |
| 3 | 巡回療育相談で、発達に不安を持つこどもやその保護者がこどもの発達に応じた関わり方などを専門のスタッフに相談することで、こどものより良い発達を促すとともに、保護者の育児不安の軽減を図ります。 | 学校教育課 子ども子育て課 |



(3)福祉サービスの充実

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---|-------------------------|
| 1 | 発達過程において支援が必要な子どもに「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」などにおいて、障がい特性に応じた適応訓練等を行い、自立を促進する取組を継続していきます。 | 福祉課 |
| 2 | 必要な人に必要なサービスが届けられるよう、教育・保育・福祉施設及び福祉課・子ども子育て課・教育委員会の連携を強化します。 | 福祉課 学校教育課 子ども子育て課 |

(4)就学前の教育・保育施設での受け入れ支援

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---|----------------|
| 1 | 保育所・認定こども園において障がいをもつこどもや医療的ケアが必要なこどもの受け入れを促進するため、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制を検討しながら、その時の状況に適した支援を行います。 | 福祉課 子ども子育て課 |

(5)幼保・小・中・高連携における特別支援教育の充実

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---|------------------|
| 1 | 各園で複雑化・困難化する特別な支援を必要とするこどもの家庭の状況に応じて、よりきめ細やかな対応を行う保育コーディネーターをさらに活用します。 | 子ども子育て課 |
| 2 | こどもの特性に応じた教育の実現のため、個別の支援計画を作成し、個に応じた支援を行うとともに、幼保小・小中・中高の連携を強化し、継続的な支援を行います。 | 子ども子育て課 学校教育課 |

(6)小中学校における特別支援教育の推進

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--|-------|
| 1 | 特別支援学級に在籍する児童生徒だけでなく、通常の学級に在籍する LD、ADHD、自閉スペクトラム症等を含めた障がいのあるこどもの教育の充実に努めます。 | 学校教育課 |
| 2 | 特別支援コーディネーターを中心とした校内支援体制を強化するとともに、支援学校や関係機関等との連携を図ります。 | 学校教育課 |
| 3 | 「臼杵市就学支援委員会」での判定をもとに、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、市全体の特別支援教育の充実として、特別支援教育調査員や訪問型通級指導員・特別支援教育支援員を適切に配置し、児童生徒の力を伸ばすことができる支援を行います。 | 学校教育課 |

【目標値】

| 指標 | 直近の現状値 (令和5年度) | 目標値 (令和11年度) | 担当課 |
|-------------------------|----------------------------|----------------------------|---------|
| 5歳児健康診査・すこやか相談会アンケート回収率 | 保護者 100% 保育所・認定こども園100% | 保護者 100% 保育所・認定こども園100% | 子ども子育て課 |



事業項目⑤-4 様々な困りを抱えた親や子どもへの支援

【現状と課題】

貧困をはじめ様々な困難のある家庭では、経済的な課題だけでなく、生活習慣・学習・健康・安心できる相談先や居場所の確保等、様々な角度からの対応が必要な場合があり、連携した支援が必要です。また、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者、いわゆるヤングケアラーの早期発見・支援が必要です。

こどもの将来が、その生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないよう、貧困が世代を超えて連鎖することがなく、すべてのこどもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、こどもの貧困対策を総合的に推進する必要があります。

【めざす姿】

- ◎こどもが家庭の経済的な理由などにより、学ぶ機会が失われることなく進路を決定できます。
- ◎若年期にそれぞれの事情で、仕事をしなくなったり、家に閉じこもりがちになってしまった人に対して、自立した社会人として、社会に巣立つことを支援する体制があります。
- ◎地域に暮らす外国人の親とこどもが、言葉や文化・習慣の違いに困ることなく、安心して生き生きと暮らすことができます。
- ◎すべてのこどもたちが将来にわたって、夢や希望を持つことができます。

【具体的な取組】

(1) 貧困等の連鎖防止

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--|-------------------------|
| 1 | 生活に困窮している家庭やこどもに対し、困窮からの脱却をめざし、地域の実情を踏まえたこどもの貧困対策について、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関・児童福祉関係者・教育委員会等の関係機関が連携しながら支援に取り組みます。 | 福祉課 子ども子育て課 |
| 2 | 小学校や中学校で生活困窮者への支援として行っている、就学援助費や各種奨学金等の周知を徹底します。 | 学校教育課 |
| 3 | 生活困窮世帯やひとり親家庭等のこども達に学習支援を行うとともに、保護者に対し学び直しや就労支援を行います。 | 福祉課 学校教育課 子ども子育て課 |
| 4 | こどもの貧困対策に関する支援（教育の支援・生活の安定のための支援・保護者に対する就労の支援・経済的支援）の充実に努めます。 | 学校教育課 福祉課 子ども子育て課 |
| 5 | ヤングケアラーは、家庭内の課題が複合的に重なり、ヤングケアラー本人が自覚しにくく、支援の難しさがあるため相談窓口の周知とともにアンケートなどにより実態の把握を行い、支援が必要なこどもの早期発見に努めます。 ◆ヤングケアラー支援に関する相談申し込みフォームの設置及び予約付きオンライン相談窓口「ラク窓」にて相談に対応します。 (臼杵市公式HPに掲載) | 学校教育課 子ども子育て課 |



(2) 様々なルーツをもつこどもの支援

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---|-------------------------|
| 1 | 地域に暮らす外国人の親と子どもが、安心して生活できるよう、関係支援団体と連携し情報提供等に取り組めます。 | 学校教育課 福祉課 子ども子育て課 |
| 2 | 帰国子女や両親が外国人など、日本語の読み書き等に不自由な児童生徒に対して、学びに困りを生じない配慮を行います。 | 学校教育課 |





| | |
|--------------|-------------------------|
| 施策目標⑥ | 子育ても仕事もしやすい環境づくり |
|--------------|-------------------------|

少子高齢社会において、稼働人口が減少している現状に対応するため、女性の労働力は必要不可欠な原動力になっており、女性の仕事と家庭の両立は進みつつあります。一方男性は子育てに責任を果たしたいと思っても、職場等においては仕事優先の意識や体制が依然として根強く、育児休業が取りづらい環境です。このため職場・家庭・地域社会の様々な場面で、男女共同参画についての理解を深め、関心を持つこと、多様な働き方に合わせた、保育環境の整備や働く男女が共に育児休業が取得しやすい職場づくり、安心して仕事と子育てが両立できるような環境づくりや意識改革が必要です。

事業項目⑥-1 住みたくなるまち臼杵の環境づくり

【現状と課題】

豊かな自然と、安心の食環境がある臼杵市の環境の中で、若い子育て世代が安心して生活できるような環境づくりや居住支援・定住促進に取り組む必要があります。

【めざす姿】

- ◎臼杵にある山や川、海など自然豊かな環境の中で安心して子育てをしています。
- ◎臼杵にある歴史的町並みやすばらしい先人・偉人について学ぶことで、郷土愛を育んでいます。
- ◎若者が働く意欲を持ち続けられるような雇用の場が開拓されており、移住定住につながっています。
- ◎中学生や高校生などが早い段階からの職業体験等を通じ、働くことの喜びや大切さを学ぶとともに、夢や希望を持って将来の仕事を考えることができます。
- ◎子育て支援関連施設に従事する職員が働きやすい環境を目指します。

【具体的な取組】

(1) 臼杵大好き臼杵っこの育成

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--|----------------|
| 1 | 臼杵が大切にしている山や海などの自然環境を活かした遊びの体験学習を推進します。 | 学校教育課 |
| 2 | 祇園祭や竹宵、吉四六まつりなど、地域のお祭り・行事へ地域の子どもたちが積極的に参加できるよう計画します。 | 学校教育課 産業観光課 |
| 3 | 地域振興協議会と連携し、子どもたちが地域活動へ参画できるよう促します。 | 学校教育課 |
| 4 | 市内企業の協力により、中学生や高校生がインターンシップで体験授業を実施します。 | 学校教育課 産業観光課 |



(2)若者が住みたくなる環境づくり

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--|--------------------------|
| 1 | 白杵での暮らしや環境の良さを地域・企業・学校等とも連携して発信していくとともに、居住支援等に関する補助事業を実施します。市内における雇用・就業の場の創出や情報提供の推進等にも取り組み、若者世代の市外への流出を食い止めます。 | 地域力創生課 産業観光課 |
| 2 | まちづくり活動の担い手として、地域おこし協力隊を受け入れ、地域振興に寄与する人材を育成するとともに定住を促進します。 | 地域力創生課 |
| 3 | 白杵での暮らしを体験できるモニターツアーやおためしハウスなどの取組や移住者居住支援事業等を広く周知するため、効果的な「うすき暮らし」の情報発信に努めます。 | 地域力創生課 |
| 4 | 高校生や大学生等の若年層に対し地元企業を知ってもらうため、市内企業や商工会議所・商工会、学校関係者との連携によるインターンシップやホームページ等を活用した企業紹介、地元企業合同説明会を開催し、雇用の場の確保や定住促進を図ります。 | 学校教育課 産業観光課 地域力創生課 |





事業項目⑥-2 ワーク・ライフ・バランスの推進

【現状と課題】

ワーク・ライフ・バランスを大切にすることは、効率的で創造的な仕事につながると考えられます。メリハリのある働き方をしながら、家族との有意義で温かな時間を過ごすことが必要です。

【めざす姿】

- ◎男女共に家事や育児に参加し、共に喜びと責任を分かち合って心豊かに暮らすことができます。家庭生活と仕事や地域活動を両立させて、充実した生活を送っています。
- ◎子育て中の人だけでなく、すべての人が仕事と生活の調和を図りながら、家族とともに過ごす時間や、趣味のスポーツ・生涯学習・ボランティア活動など自己実現のための時間を大切にします。
- ◎「子育てをしながら働きたい」、「子どもが小さいうちは育児に専念して、子育てがひと段落したら仕事をはじめたい」といった状況や希望に応じて、働き方を選択しています。
- ◎企業は、労働時間等に関する法令遵守の徹底やワーク・ライフ・バランスに関連する諸施策を積極的に進めています。

【具体的な取組】

(1)労働環境への支援

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--|-------|
| 1 | 事業者への労働時間、雇用等に関する法令遵守徹底の呼びかけを推進します。 | 産業観光課 |
| 2 | 労働問題の早期発見及び迅速な解決を図るため「労働講座」や「労働相談会」を開催します。 | 産業観光課 |

(2)個人の意識の啓発

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--|----------------|
| 1 | ワーク・ライフ・バランスについて、企業研修やPTA活動の場を通じて啓発していきます。 | 産業観光課 社会教育課 |
| 2 | 父親による育児や介護への参加推進の啓発を行います。 | 子ども子育て課 |



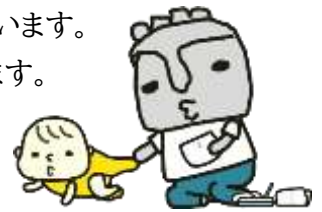
事業項目⑥-3 父親の育児推進

【現状と課題】

女性の社会進出が進む中、父親も子育てや家事を共有し家庭生活を楽しむ時間を持つことで、夫婦間の信頼が高まります。こどもの健やかな成長に良い影響を与えるため、家族のふれあいや会話を増やすことが必要です。

【めざす姿】

- ◎家事や育児の楽しみや大変さを共有することで、夫婦間の信頼が高まっています。
- ◎父親も、子育てや家庭生活を楽しむ時間を持つことができます。
- ◎父親が活躍できるようなこどもとのふれあいの場に、たくさんの父親が参加しています。
- ◎家族のふれあいが増えることは、こどもの健やかな育ちに良い影響を与えています。



【具体的な取組】

(1) 子育てに対する父親の意識啓発

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--|------------------|
| 1 | 父親の育児参加を応援する啓発広報活動を進め、自発的な活動団体のパパクラブやイベント開催団体を支援します。 | 子ども子育て課 |
| 2 | 働き方の見直しや、家事・育児に対する男性の意識改革を図るとともに、育児休業制度や法制度の周知を行います。 | 産業観光課 子ども子育て課 |
| 3 | 父親が参加できる子育て教室の開催を推進します。 | 社会教育課 子ども子育て課 |

(2) 父親の育児参加を可能にする職場環境づくり

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--|-------|
| 1 | 企業や事業所に対し、育児・介護休業法をはじめとする労働関係法令の周知を図ります。子育て支援を進めることによる企業のメリットを啓発します。 | 産業観光課 |

【目標値】

| 指標 | 直近の現状値 (令和5年度) | 目標値 (令和11年度) | 担当課 |
|---|-------------------|-----------------|---------|
| 家庭教育学級(にじっ子やほっとプレイスやスキップ)の父親の参加率 (土・日・祝日開催分) | 27.7% | 40.0% | 社会教育課 |
| ちあぽーと「あそびのひろば」の父親の来所者数 | 124人 | 150人 | 子ども子育て課 |



施策目標⑦

こどもまんなかまちづくりの推進

道路や公共施設、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、安心して遊べる公園づくり、天気や気温を気にせず快適に遊べる施設の充実等、子育て世代などの幅広い世代が安全で安心して暮らせる魅力ある居住環境づくりに取り組んでいます。

こどもを交通事故や犯罪被害、地震・津波等の自然災害などから守るため、地域や保育所、認定こども園、学校等の関係機関・団体等との連携・協力体制の強化を図る必要があります。

事業項目⑦-1 子育てしやすい生活環境づくり

【現状と課題】

道路・公園等の施設の維持や改良による居住環境の整備、自然や町並み景観の保全・形成による白杵らしいまちづくりを持続させることが必要です。

地域ごとの自然・歴史・文化・産業などの特色を活かし、大切にし、人口減少や少子高齢化が進む中でも、子育て家庭が「住みやすい、住みたい」と感じ、こどもが「生まれてよかった！育ってよかった！」と幸せを実感できるまちづくりが必要です。

【めざす姿】

- ◎海や山など自然豊かな居住環境の下で、子育て家庭にとってゆとりがあり、安心して住める環境があります。
- ◎移住者も歴史・文化、自然に恵まれた環境で子育てができ、すくすくと育つこどもの成長を見守っています。
- ◎身近なところで地域活動が活発に行われ、地域と密着した暮らしができています。こどもも大人も、互いに“あいさつ”ができる環境が整っていることで、通園、通学する際のこどもの負担や親の不安が軽減されています。
- ◎こどもが、元気いっぱいに遊べるような公園があります。
- ◎子育て家庭や妊娠中の方に対する配慮が行き届き、安心して外出ができます。
- ◎こどもが意見を表明できる場・機会があり、その意見を反映した事業が推進されます。

【具体的な取組】

(1)人にやさしいまちづくりの推進

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---|-------------------|
| 1 | 子育て世代や、高齢者に配慮したユニバーサルデザインの視点に立ち、居住環境の形成を進めるとともに、世帯構成やライフステージによる多様なニーズに対応した居住環境づくりに努めます。 | 都市デザイン課 地域力創生課 |
| 2 | 若い人が本市に住みたいとの動機づけの一つとして、魅力ある住宅や、空き家整備を推進します。 | 地域力創生課 都市デザイン課 |



| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--|----------------|
| 3 | 歩道の整備や段差の解消、電柱の移設により、歩道の有効幅員を確保するとともに、路面の平坦性を維持・向上させることで、歩行者の安全と快適な利用をめざします。 | 建設課 都市デザイン課 |
| 4 | 妊産婦、こども連れの人などすべての人が安心して外出できるよう道路・公園・公共交通機関・公的建物等において、段差解消のバリアフリー化を推進します。 | 建設課 財務経営課 |
| 5 | 子育て世代が安心して外出できるよう、公共施設のトイレのベビーシート設置や、授乳室の設置を推進します。 | 建設課 財務経営課 |

(2)魅力ある公園等の整備の推進

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---|--------------------------------|
| 1 | 小さなこどもでも、安心して遊べる地域の拠点となる公園を整備します。利用者のニーズを常に把握することに努め、安心・安全で楽しい公園となるよう、リニューアル等の検討と整備を行います。 | 建設課 |
| 2 | 公園の維持管理に努め、既存の遊具等の公園施設は計画的に整備を実施し、安全で魅力ある公園づくりに取り組みます。 ◆都市計画公園の遊具については長寿命化計画に基づき、古くなったものや劣化の著しい遊具から、随時整備します。 | 建設課 |
| 3 | 民間開発には指導や助言を行い、こどもから高齢者までが身近に憩える空間としての良質な公園や広場づくりに努めます。 | 建設課 都市デザイン課 |
| 4 | 天気や気温を気にせず、こどもたちが保護者と一緒に快適に遊べる施設の充実を図ります。 | 市民生活推進課 秘書・総合政策課 子ども子育て課 |

(3)お互いに支え合う地域づくりの推進

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---|-----------------|
| 1 | 地域等において登下校の交通安全の見守りなど、子育て支援等を行います。 ◆地域振興協議会では、地域のつながりを絶やさず、子育ての先輩として面倒を見たり、相談に応じるなど子育て世代を支えます。 | 学校教育課 地域力創生課 |



事業項目⑦-2 こどもの安全を守るまちづくり(危機管理)

【現状と課題】

こどもが、公園や道路など日常の中に潜む危険を回避し、交通事故や犯罪被害等に遭うことなく安心・安全に暮らせるよう、地域や保育所、認定こども園、学校、警察など関係機関・団体等と連携・協力し、幼少時から交通安全・防犯の教育を推進し、地震・津波等の自然災害に対しても、自ら身を守る意識の醸成を図り、対策していく必要があります。

小中学校や保育所、認定こども園等において、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症への蔓延防止対策を講じながら、職員や保護者とともにごどもの安全を確保する体制を整えることが重要です。

【めざす姿】

- ◎こどもが犯罪等の被害にあわないようなまちづくりができています。
- ◎こどもを取り巻く有害な社会環境が浄化され、こどもが非行から守られています。
- ◎悩みを抱えるこどもや親の気持ちに寄り添い、問題解決まで継続的に支援しています。
- ◎地域で、地震・津波・風水害等の災害対策に取り組み、地域のこどもの命は地域が守ることができています。
- ◎市民一人ひとりの交通安全意識や防犯意識が高まり、地域ぐるみで、安心して暮らすことのできる地域社会をつくっています。
- ◎小中学校や保育所、認定こども園等において、各種感染症への蔓延防止対策が図られ、安心してこどもを預けることができます。

【具体的な取組】

(1)こどもを犯罪や有害な環境から守るまちづくりの推進

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---|-------------------------|
| 1 | こどもが犯罪等の被害にあわないようなまちづくりを進めるために、通学路や公園等における防犯灯等の整備を関係諸団体と連携し推進します。 | 市民課 |
| 2 | 侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して防犯性能の高い防犯機器の普及促進に努めます。 | 市民課 |
| 3 | 不審者情報の関係機関への周知徹底に努めます。 | 市民課 |
| 4 | 情報モラル講演会を各小中学校で開催することによって、ネット犯罪から身を守る取組を推進します。 | 学校教育課 |
| 5 | 小中学校や保育所・認定こども園において交通安全教室を行い、交通安全意識を高めます。 | 市民課 学校教育課 子ども子育て課 |
| 6 | 家庭や教育・保育の場で、物事の善悪の判断やモラルの向上に対する教育を行い、被害者にも加害者にもならない人間の育成を推進します。 | 学校教育課 |
| 7 | 小中学校や保育所、認定こども園等において、各種感染症への蔓延防止対策が図られるよう、施設及び保護者へ正しい情報を提供します。 | 学校教育課 子ども子育て課 |



(2)子どもを災害から守るまちづくりの推進

| No. | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---|-----------------------------|
| 1 | 小中学校や保育所・認定こども園、放課後児童クラブ等において、防災意識を高め安全確保行動がとれるよう、定期的に風水害等に対する防災訓練を促進します。 | 学校教育課 防災危機管理課 子ども子育て課 |
| 2 | 「自分の身は自分で守る」との意識が育つよう、広報啓発活動を積極的に展開します。 | 防災危機管理課 |
| 3 | 全学校で避難訓練計画を策定し、各校の地域事情に応じた計画的な防災教育を進めます。多種多様な災害を学習する防災スタンプラリー等を各校で開催し、小学校在学時に防災意識の定着を促進します。 | 学校教育課 防災危機管理課 |

